

令和2年3月24日
海上保安庁**「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律
施行令の一部を改正する政令」を閣議決定**

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、給付基礎額及び介護給付の金額の改定を行うため、標記の政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和28年政令第62号。以下「施行令」という。）においては、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）に基づき、海上保安官の職務遂行に協力援助した者等が災害を受けた場合に国が給付すべき災害給付の金額等が定められている。

具体的な金額等については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）の補償制度や一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定される俸給月額等を参考に定められている。

2. 概要**(1) 給付基礎額について（施行令第3条第1項関係）**

令和元年11月に給与法の一部が改正され、同法に定める国家公務員の俸給月額が改定されたことから、これに合わせ、施行令における給付基礎額を改定することとする。

給付基礎額の基本額（俸給月額の日額）：8,800円（現行）→8,900円

(2) 介護給付について（施行令第4条の2第2項関係）

補償法に基づいて定められている介護補償の月額が令和2年4月1日から引き上げられる予定であることから、これに合わせ、施行令における介護給付に係る金額を改定することとする。

① 常時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額：165,150円（現行）→166,950円

イ 親族介護の場合の定額：70,790円（現行）→72,990円

② 随時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額：82,580円（現行）→83,480円

イ 親族介護の場合の定額：35,400円（現行）→36,500円

(3) その他

その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール

公布：令和2年3月27日

施行：令和2年4月1日

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 給付基礎額の基本額を八千九百円に引き上げるものとする。 (第三条第一項関係)

二 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を十六万六千九百五十円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万二千九百九十円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万三千四百八十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万六千五百円に、それぞれ引き上げるものとする。 (第四条の二第二項関係)

三 障害給付年金前払一時金が支給された場合における障害給付年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を「百分の五」から「事故発生日における法定利率」に改めるものとする。

(附則第三条第五項及び第六項関係)

四 この政令は、令和二年四月一日から施行するものとする。 (附則関係)

政令第 号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第二項中「確定した日」の下に「（附則第三条において単に「事故発生日」という。）」を加える。

第四条の二第二項第一号中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

附則第三条第五項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第三条第一項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付における給付基礎額及び介護給付の金額の改定を行う等の必要があるからである。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（給付基礎額）</p> <p>第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、八千九百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。</p> <p>2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（附則第三条において単に「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>3（略）</p> <p style="text-align: center;">（介護給付）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に依つてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給付基礎額）</p> <p>第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、八千八百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千二百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。</p> <p>2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>3（略）</p> <p style="text-align: center;">（介護給付）</p> <p>第四条の二（略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に依つてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十六万六千九百五十円を超えるときは、十六万六千九百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が七万二千九百九十円以下である場合に限る。） 七万二千九百九十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万三千四百八十円を超えるときは、八万三千四百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万六千五百円以下である場合に限る。） 三万六千五百円

附 則

（障害給付年金前払一時金）

第三条（略）

2 4（略）

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十六万五千五百円を超えるときは、十六万五千五百円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が七万七千九百九十円以下である場合に限る。） 七万七千九百九十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が三万五千四百円以下である場合に限る。） 三万五千四百円

附 則

（障害給付年金前払一時金）

第三条（略）

2 4（略）

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年

金前払一時金に係る障害給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害給付年金の額（当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、事故発生日における法定利率に当該最初の障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害給付年金の額から差し引いた額とする。

金前払一時金に係る障害給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害給付年金の額（当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、百分の五に当該最初の障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害給付年金の額から差し引いた額とする。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）（抄）	1
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）	2
○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）	5
○職員の災害補償（昭和四十八年人事院規則一六一〇）（抄）	6
○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）	7
○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）	8

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）（抄）

（給付の種類）

第五条 この法律により行う給付の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養給付（協力援助者（第三条に規定する場合において海難救助又は現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たつた者を含む。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかつた場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付）
 - 二 傷病給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つていない場合において存する障害に対する給付）
 - 三 障害給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つた場合においてなお存する障害に対する給付）
 - 四 介護給付（協力援助者が傷病給付又は障害給付の給付の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における給付）
 - 五 遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）
 - 六 葬祭給付（協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付）
- 2 前項に掲げる給付のほか、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

（給付の範囲、金額、支給方法等）

第六条 前条の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定を参しやくして政令で定める。

○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）

（給付基礎額）

第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、八千八百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。

2 協力援助者に扶養親族（次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく、かつ、主として協力援助者の扶養を受けていたものをいう。以下同じ。）がある場合にあつては、給付基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額とする。

3 （略）

（障害給付）

第四条 法第五条第一項第三号に規定する障害給付は、次項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害給付年金を毎年支給して行い、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害給付一時金を支給して行ふ。

2（9）（略）

（介護給付）

第四条の二 法第五条第一項第四号に規定する介護給付は、傷病給付年金又は障害給付年金を受ける権利を有する者が、当該傷病給付年金又は障害給付年金の給付の事由となつた障害であつて国土交通省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合において、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行ふ。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護給付は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項第五号第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として海上保安庁長官が定めるものに入所している場合

2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分にに応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害（障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万五千百三十円を超えるときは、十万五千百三十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千百十円以下である場合に限る。）五万七千百十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千五百七十円を超えるときは、五万二千五百七十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千五百六十円以下である場合に限る。）二万八千五百六十円

附 則

（障害給付年金前払一時金）

第三条 当分の間、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が申し出たときは、障害給付として、障害給付年金前払一時金を支給する。

2 4 （略）

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年金前払一時金に係る障害給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害給付年金の額（当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、百分の五に当該最初の障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあっては当該障害給付年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それ

それ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害給付年金の額から差し引いた額とする。

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（抄）

（介護補償）

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

- 一 病院又は診療所に入院している場合
 - 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
 - 三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合
- 2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

○職員の災害補償（昭和四十八年人事院規則一六一〇）（抄）

（介護補償の月額）

第二十八条の三 介護補償の月額は、前条の表に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、労働者災害補償保険法第十九条の二の規定により厚生労働大臣が定める額に準じて人事院が定める額とする。

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（介護補償給付の額）

第十八条の三の四 介護補償給付の額は、労働者が受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害（次項において「特定障害」という。）の程度が別表第三常時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合にあつては、次の各号に掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合（次号に規定する場合を除く。） その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千百三十円を超えるときは、十万五千百三十円とする。）

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であつて介護に要する費用として支出された費用の額が五万七千百十円に満たないとき又はその月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき。 五万七千百十円（支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が五万七千百十円に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額とする。）

2 前項の規定は、特定障害の程度が別表第三随時介護を要する状態の項障害の程度の欄各号のいずれかに該当する場合における介護補償給付の額について準用する。この場合において、同項中「十万五千百三十円」とあるのは「五万二千五百七十円」と、「五万七千百十円」とあるのは「二万八千五百六十円」と読み替えるものとする。